検索の使い方



内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 制度 > 国民の祝日について

「国民の祝日」について

大臣官房総務課では、「国民の祝日」に関する事務を所掌しています。

- > 「スポーツの日」について
- ▶ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の特例について
- > 国民の祝日に関する法律
- > 建国記念の日となる日を定める政令
- > 「春分の日」及び「秋分の日」について
- ▶ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の一部改正について
- ▶ 令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)の国民の祝日
- ▶ 国民の祝日に関する法律第3条第2項に規定する休日の例
- ▶ 国民の祝日に関する法律第3条第3項に規定する休日の例

「スポーツの日」について

令和2年(2020年)以降、「体育の日」は「スポーツの日」になります。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第57号)が平成30年6月20日に公布され、国民の祝日である「体育の日」の名称が「スポーツの日」に改められ、その意義は「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う」とされました。(施行日:令和2年1月1日)

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の特例について

令和2年(2020年)に限り、「海の日」は7月23日に、「スポーツの日」は7月24日に、「山の日」は8月10日になります。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律(平成30年法律第55号)が平成30年6月20日に公布され、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、同法第一条により、「国民の祝日に関する法律」の特例が設けられました。(施行日:平成30年6月20日)

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

第1条

自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第2条

「国民の祝日」を次のように定める。

元日	1月1日	年のはじめを祝う。
成人の日	1月の第2月曜日	おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。
建国記念の日	政令で定める日	建国をしのび、国を愛する心を養う。
天皇誕生日	2月23日	天皇の誕生日を祝う。
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
昭和の日	4月29日	

		激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国 の将来に思いをいたす。
憲法記念日	5月3日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。
みどりの日	5月4日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。
こどもの日	5月5日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるととも に、母に感謝する。
海の日	7月の第3月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願 う。
山の日	8月11日	山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。
敬老の日	9月の第3月曜日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を 祝う。
秋分の日	秋分日	祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。
スポーツの日	10月の第2月曜日	スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。
文化の日	11月3日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	11月23日	勤労をたっとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあ う。

第3条

「国民の祝日」は、休日とする。

- 2. 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3.その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする。

附則

(省略)

このページの先頭へ

建国記念の日となる日を定める政令(昭和41年政令第376号)

国民の祝日に関する法律第2条に規定する建国記念の日は、2月11日とする。

附則

(省略)

このページの先頭へ ^

「春分の日」及び「秋分の日」について

祝日のうち、「春分の日」及び「秋分の日」は、法律で具体的に月日が明記されずに、それぞれ「春分日」、「秋分日」と定められています。

「春分の日」及び「秋分の日」については、国立天文台が、毎年2月に翌年の「春分の日」、「秋分の日」を官報で公表しています。詳しくは、<u>国立天文台</u>ホームページ「よくある質問」(質問3-1) ☑ を御参照ください。

このページの先頭へ

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の一部改正について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号。以下「皇室典範特例法」という。)附則第10条により、国民の祝日に関する法律が一部改正されるため、皇室典範特例法の施行の日(平成31年4月30日)の翌日より、天皇誕生日が12月23日から2月23日になります。

このページの先頭へ

令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)の「国民の祝日」

令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)の「国民の祝日」は、現在制定されている国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定によれば、以下のとおりとなります。

〇令和2年(2020年)の国民の祝日・休日

名称	日付	備考
元日	1月1日	
成人の日	1月13日	
建国記念の日	2月11日	
天皇誕生日	2月23日	
休日	2月24日	祝日法第3条第2項による休日
春分の日	3月20日	
昭和の日	4月29日	
憲法記念日	5月3日	
みどりの日	5月4日	
こどもの日	5月5日	
休日	5月6日	祝日法第3条第2項による休日
海の日	7月23日	
スポーツの日	7月24日	
山の日	8月10日	
敬老の日	9月21日	
秋分の日	9月22日	
文化の日	11月3日	
勤労感謝の日	11月23日	

〇令和3年(2021年)の国民の祝日・休日

名称	日付	備考
元日	1月1日	
成人の日	1月11日	
建国記念の日	2月11日	
天皇誕生日	2月23日	
春分の日	3月20日	
昭和の日	4月29日	
憲法記念日	5月3日	
みどりの日	5月4日	
こどもの日	5月5日	
海の日	7月19日	
山の日	8月11日	
敬老の日	9月20日	
秋分の日	9月23日	
スポーツの日	10月11日	
文化の日	11月3日	
勤労感謝の日	11月23日	

[☑] 昭和30年(1955年)から令和3年(2021年)国民の祝日(csv形式:19KB)

このページの先頭へ ^

国民の祝日に関する法律第3条第2項に規定する休日(例)

いわゆる**「振替休日」**と呼ばれる**休日**です。

「国民の祝日」が日曜日に当たるとき、その日の後の最も近い平日を休日とするものです。

令和元年(2019年)

5月		
日	月	
5	6	
こどもの日	休日	

このページの先頭へ ^

国民の祝日に関する法律第3条第3項に規定する休日(例)

前日と翌日の両方を「国民の祝日」に挟まれた平日は休日となります。

「敬老の日」は「9月の第3月曜日」であるため9月15日から21日の間で移動します。

「秋分の日」は「秋分日」が9月22日か23日のいずれかで移動します。

このことにより**数年に一度、不定期に現れる休日です。**

平成27年(2015年)

9月		
月	火	水
21	22	23
敬老の日	休日	秋分の日

このページの先頭へ

ウェブアクセシビリティ サイトマップ

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号 03-5253-2111 (大代表)

内閣府法人番号 2000012010019 © Cabinet Office, Government of Japan